

個人・法人の事業者のみなさん



知っていますか？インボイス制度

消費税インボイス制度の
登録申請相談会

を開催します！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が導入されます。当日は、インボイス制度の概要の説明後、登録申請のサポートも行いますので、ご検討されている方は、ぜひご参加ください。

開催会場: 仙台北税務署(仙台市青葉区上杉1丁目1番1号)

開催日時	
令和4年9月20日(火)	午前の部: 10:00~11:00 「インボイス制度」って何だろう？ 制度の仕組みを詳しく知りたい。
令和4年10月12日(水)	
令和4年10月18日(火)	午後の部: 14:00~15:00 「消費税の基本的な仕組み」から 「インボイス制度」の説明が聞きたい。
令和4年11月11日(金)	
令和4年11月15日(火)	
令和4年12月13日(火)	

参加をご希望の場合は、事前予約が必要となります。

税務署にお越しの際は、駐車場に限りがありますので公共交通機関をご利用ください。

【連絡先】

個人事業者の方 022-204-7285(審理専門官部門(個人担当))
法人の方 022-204-7535(法人課税第一部門)

- ・新型コロナウイルス感染状況により中止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・感染症防止の観点から、発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方のご来場はご遠慮ください。
- ・ご来場の際は、マスクの着用、手指消毒、検温等、感染予防へのご協力をお願いします。

インボイス制度
特設サイト



仙台北税務署

🎯 「インボイス」とは

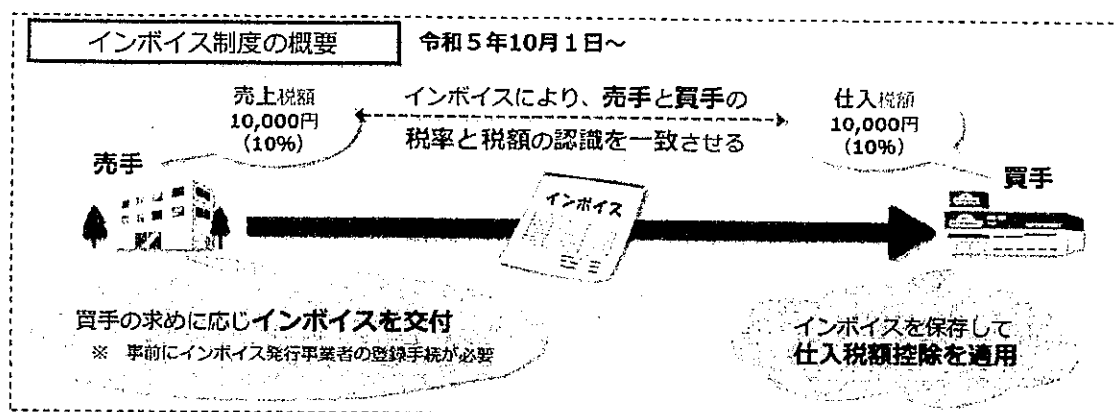
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

🎯 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



🎯 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中!

インボイス制度
特設サイト



🎯 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)

9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への
事前予約をお願いします。